

スリランカにおける個人税改革からの示唆

Implications of Personal tax reform in Sri Lanka

塚本 正文

Masafumi TSUKAMOTO

Key words: 支出税, 個人課税, スリランカ, 税制改革, 消費課税

はじめに

多くの国民は政府から提供される様々な公共サービスに対して、適切と思われる方法で対価を支払うことに異論はないだろう。課税ベースについて、様々な議論が行われてきた。たとえば所得税がよいのか支出税がよいのかといった議論もその一環だが、実際の税制をみると特定の税（例えば所得税）に集中する制度よりも、タックスミックスつまり所得税、消費税、固定資産税などのバランスよい税制度となりつつある。本稿は、スリランカ（最初の支出税導入時はセイロンという国名であったが本稿ではスリランカの国名で統一する）で実際に行われた所得税と支出税の併用制度をあらためて見直すことで、現代社会が学ぶべき点があるのではないかと考えている。

例えば日本では、増え続ける社会保障費や既発債の償還をする国債費のために、歳入不足が常態化しつつある。これらの歳入不足を補うため比例税率の消費税による歳入を増やす方向にある。ところが制度設計上から益税というかたちの課税漏れ、納税企業による消費税の申告漏れが指摘される。さらに、消費税の軽減税率（消費税の複数税率）制度ならびに適格請求書等保存方式（事実上のインボイス制度）導入が予定されていることで、先行する欧州の付加価値税の実態をみると、公平性や中立性の面で様々な問題が多いだけでなく、実務面でも複雑化を避けられないという問題を抱えている。また、公平な社会の実現や個人資産形成促進といった政策的課題への解決も要求されている。このような現代の社会が抱える問題に対して、スリランカの個人税改革として行われた抜本的な個人向けの税制度改正は、より現実的に政策的

課題を解決しようとする意欲的なものだった。この改革は所得税と支出税の併用を実際に行った最後の事例ともいえる。最後といってもすでに40年以上前のことで、スリランカでの実施事例は、産業構造も社会のインフラも今とは異なることは否めない。しかし、当時、課税するために行われた工程やルールを明らかにして、現代社会に合わせてルールを改めて、現在の生活インフラを活用した作業工程や資産把握方法に読み替えていくなら、実施事例の一部は活用できる可能性がある。つまり、この過去の制度と失敗をもとに現代的解釈を与えれば、現在の社会が抱える財源確保、公平や個人資産形成の問題を解決する手がかりとなることを明らかにしたい。そしてスリランカの所得税と支出税との併用制度を、現代の制度や技術と対比しながら評価し、より公平な課税の実現という観点から議論を整理する。そのため、本論文ではスリランカの実施当時の背景や、所得税と個人税の制度を確認したあと、個別の問題点について検討していく。

1. スリランカ税制改革の背景

1959年にスリランカ(当時の国名はセイロン)で初めて支出税が実施されたところの経済の様子を振り返ってみる。当時、政府の財政は赤字が増えている状態であり、1958年9月末にはRs. 1, 237.6百万だった負債残高が僅か8ヶ月経過し1959年5月末にはRs. 1, 383.7百万に増加している(The Hon. STANLEY DE ZOYSA 1959, p. 10)¹。この負債増加に対して政府は税制改革をすすめてとにか

¹ 1960年当時のスリランカ通貨の対米ドル為替レートは、1 USD=Rs. 4.7619であった(Fxtop company ホームページ)。

く税収を確保する必要に迫られていた。また、スリランカの民間資本勘定は減少しており(The Hon. STANLEY DE ZOYSA 1959, p. 8)、積極的に資本を増やしていくことが求められていた。当時のスリランカが支出税を含めた個人税を導入した経緯には、所得だけに税を課すことは不公平かつ非現実的であるだけでなく、莫大な支出を抑制し、資本形成を刺激するという観点からも当てはまるが故のことだった(The Hon. STANLEY DE ZOYSA 1958, p. 38)。つまり、この税制改革の目的は、資本形成と発展を刺激し、より公平な課税を行い、脱税を防ぎ、そして財政をまかない歳入を増やすことにあった(The Hon. STANLEY DE ZOYSA 1958, p. 28)。こうしたことからスリランカでの1回目に導入した支出税は税収確保のみならず資本・貯蓄形成といった政策的な意図、さらに公平な課税で納税者の納税への協力を得たいという政府の目論見があった。しかし、1961年には同税は廃止された。

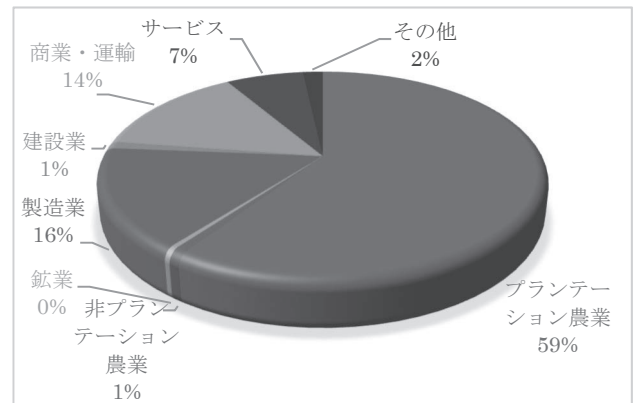
つづいて1976年にスリランカで2回目に支出税が導入された頃について振り返ってみる。図1-1より当時の産業構造をみると、その6割がプランテーション農業である。1975年当時の民間・公的部門を合わせた総需要は国内生産を超えており、その総額のうち消費支出が72%を占め、投資が13%であった(Bandaranaïke 1976, p. 21)。それでも1974年は消費支出が36.7%ほど増加していたのだが、1975年の消費支出の増加はたった9.7%となり(Bandaranaïke 1976, p. 21)、消費の伸びが小さくなっていった。貯蓄率についてみると、1972年および1973年にGDPに対して貯蓄率が14%であったが、物価上昇のために1974年には10%、1975年には11%と減少していた(Bandaranaïke 1976, p. 21)。その結果としての1975年の実質経済成長率は3.6%であったが、人口増加を加味すると一人当たりの実質所得は1974年と同額のRs. 716であった(日本貿易振興機構アジア経済研究所1977, p. 645)。そのような中で、スリランカの中央銀行は1976年の経済成長率がこれまでの様な高い数字は見込めないとしておよそ2.5%になると公表した(Bandaranaïke 1976, p. 21)²。政府は効果的な経済政策を迫られており、1976年4月から再び支出税を導入した³。1977年7月にスリランカ自

² 1976年4月1日のスリランカ通貨の対米ドル為替レートは、1USD=Rs. 8.0645であった(Fxtop company ホームページ)。当時の賃金の目安として、1976年4月の教員の最低賃金がRs. 325であり、労働機関合同委員会JCTU0は最低賃金Rs. 250を争っていた。(日本貿易振興機構アジア経済研究所1977, p. 649)。

³ 当時のスリランカでは貯蓄の義務や所得制限(ひと月Rs. 2,000以上の可処分所得がある個人に課され、超過分は2年間の強制貯蓄となっていた)が行われていたが、撤廃された。これを代替するものとして支出税が期待されていた

由党から統一国民党へ政権交代を経て、同年の11月に新政権から支出税を廃止する旨が宣告された⁴。

図1-1 産業別人口(1975年)



出所: アジア経済研究所(1978)p. 685より筆者作成

2. スリランカで実施された所得税と個人税制度

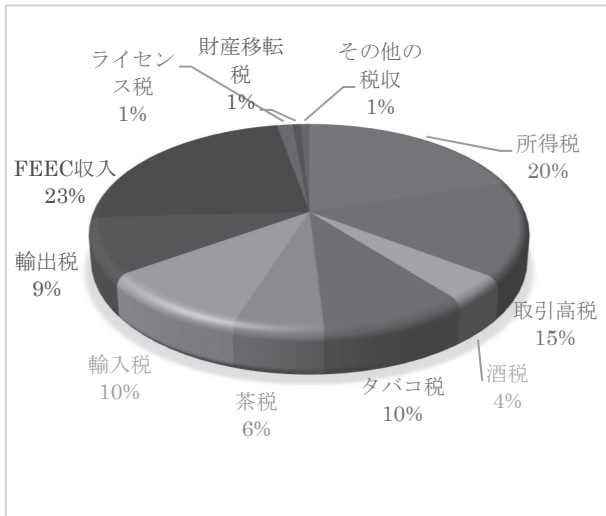
スリランカで実際に実施された所得税とその付加税である支出税について、改めて検証してみる。実際の制度設計を離れて、所得税と支出税の理論的な相違点については、これまで多くの研究が存在する。所得税と支出税では、そもそも課税ベースが所得と消費支出で異なるため課税すべき対象(別の見方をすると控除すべき項目)が違うのだが、どちらも直接税であり毎年度の所得額の算出をする必要があり、さらにいえば支出税は生涯所得に課税しているともいえ類似性を見出すことができる。

スリランカでの個人税議論は所得税抜きには語れない。なぜならスリランカの支出税は所得税とその付加税という関係であるからだ。参考までに、2度目の個人税が導入された1976年の所得税収をみるとRs. 93,600万であった。図1-2のとおり所得税は他の税と比べても単独税収として最も大きな収入があり、個人税の約50倍の税収に相当するものであった。国家の公共サービス実施のための財源としては、所得税の存在がとても大きかった。

(Bandaranaïke1975, p. 43)。

⁴当時の税率・課税最低限で計算された支出税の税収の見込みがRs. 200万以下であったことや、スリランカ経済の中で同税がうまく機能しなかったという理由で、支出税が廃止された(Ronnie de Mel 1977, p. 52)。

図 1-2 スリランカの税収内訳(1976年)



出所: アジア経済研究所(1978) p. 689 より筆者作成

2.1 スリランカの所得税

まずは 1959 年にスリランカで支出税がはじめて導入された当時の所得税制度をみていく。

同税は家族単位で課税所得の計算を行う必要から、当時の所得税制度上での家族の定義を確認する。そこには夫、妻、子供、その他に扶養される者が含まれる。とりわけ家族に含まれる子供であるためには、25 歳以下で未婚であること、また 21 歳以下であればたとえ離れて暮らしており両親に養われたなくても家族に含まれる(The Department of Inland Revenue 1959a, p. 15)という要件がある。とくに後者の要件は特徴的である。

所得税の課税最低限は、表 2-1 のとおり家族の構成人数により決定する仕組みであった。独身者の課税最低限は Rs. 3,000 以上(所得が低ければよりこの金額が増額される)であり、納税者とその子供 1 名または扶養者(子供ではない扶養される家族のことで以降扶養者と称す) 1 名の課税最低限は Rs. 3,500、納税者とその 2 名の子供または扶養者の課税最低限は Rs. 4,000、夫婦二人の課税最低限は Rs. 4,000、納税者とその 3 名の子供または扶養者の課税最低限は Rs. 5,000、夫婦二人とその 1 名の子供または扶養者の課税最低限は Rs. 5,000、納税者とその 4 名の子供または扶養者の課税最低限は Rs. 6,000、夫婦二人とその 2 名の子供または扶養者の課税最低限は Rs. 6,000、納税者とその 5 名の子供または扶養者の課税最低限は Rs. 7,000、夫婦二人とその 3 名の子供または扶養者の課税最低限は Rs. 7,000、夫婦二人とその 4 名の子供または扶養者の課税最低限は Rs. 8,000 (この金額は課税最低限としての上限) であった。

配偶者や子供など家族の所得は、必ず主に家計を支え扶養する者の所得に合算して所得を計算することになる。このように家族の所得をまとめて計算するが、家族の人数に応じて分割し個人あたりで税率を求め税額を計算する仕組みとなっている。これは Kaldor(1955)で論じられるフランスの制度を念頭においた単位分割制度を元にした方法が採用されている。つまり、「租税を家族単位当たりではなく、一人当たり支出の大きさに応じて変化させる(時子山 1963, p. 236)」という仕組みだ。スリランカで実施された制度をみると、表 2-1 のとおり独身者は 1.5 単位、既婚男性は 1.5 単位、妻は 0.5 単位、子供は 0.5 単位、扶養される者は 0.5 単位となり、家族の最大単位数は 4 (夫婦と子供・扶養される者 4 人) となる。これは Kaldor(1958)の提案との間に齟齬はなかった。

表 2-1 所得税の家族単位と課税最低限

家族構成	課税最低限	単位分割制度
独身	Rs.3,000	1.5
夫婦	Rs.4,000	2
夫婦と子供 1 人	Rs.5,000	2.5
夫婦と子供 2 人	Rs.6,000	3
夫婦と子供 3 人	Rs.7,000	3.5
夫婦と子供 4 人	Rs.8,000	4

出所: The Department of Inland Revenue(1959a)pp. 18-19 より作成

所得税の税率は課税所得額に応じて税率が上昇する累進税率であり、納税者の非課税所得額を超えた最初の Rs. 1,500 に対して 5%で課税され、Rs. 1,500 ごとに 5%ずつ税率が増え、合計 Rs. 12,000 を超えると Rs. 3,000 ごとに 5%が増え、Rs. 21,000 以降は 60%の最高税率で課される仕組みになっていた⁵。Kaldor(1958)の提案では 5%から 45%の所得税率を検討していたが、表 2-2 にあるようにスリランカで実際に行われた所得税税率の最高税率はもっと高いものとなった。なお、所得税と別途課税される富裕税の合計税率は最高でも 80%までに制限されていた⁶。先の単位分割制度と組み合わせると累進税率の計算を

⁵ 1959 年のスリランカでは支出税併用時の所得税の最高税率は 60%で実施されているが、カルドアによる提案は、所得税の最高税率が 45%になっており (Kaldor(1958)p. 195)、カルドア提案と現実の税制には差があった。

⁶ 支出税が廃止になった後も、1978 年の富裕税・所得税をあわ

実践してみると、夫婦と子供2人に母を1人養っている5人家族の場合は、課税最低限はRs. 7,000となり、家族の単位数は3.5となり、したがって課税所得のうちRs. 7,000を超えた部分については最初のRs. 5,250(=Rs. 1,500 × 3.5)に対して5%が課税されることになり、以降10%、15%のブラケットでも同様にRs. 5,250ごと税率をかけていくことになる。

表 2-2 所得税の税率表

課税所得額	所得税率
課税最低限を超えてRs.1,500まで	5%
Rs.1,500-Rs.3,000	10%
Rs.3,000-Rs.4,500	15%
Rs.4,500-Rs.6,000	20%
Rs.6,000-Rs.7,500	25%
Rs.7,500-Rs.9,000	30%
Rs.9,000-Rs.10,500	35%
Rs.10,500-Rs.13,000	40%
Rs.13,000-Rs.16,000	45%
Rs.16,000-Rs.19,000	50%
Rs.19,000-Rs.21,000	55%
Rs.21,000以降	60%

出所: The Department of Inland Revenue(1959a)p. 20より作成

課税が控除される項目についても確認したい。キャピタルゲイン所得が発生すれば原則として課税の対象になる。ただし、The Department of Inland Revenue(1959a)によるとキャピタルゲインは毎年Rs. 2,000までは非課税扱いになる。そして他の所得がない場合は、1年あたりRs. 5,000以下の少額キャピタルゲイン所得者について所得税が課税されないという制度設計になっていた(p. 5)⁷。

くじやギャンブルで得た賞金に対する所得税はRs. 5,000以内は課税されず、それを超えて課税される場合でも所得税率は45%に上限が設定された(The Department of Inland Revenue 1959a, p. 8)。競馬の賞金にも所得税が課税されるが、競馬の損失額がある場合は複数年にわたり競馬の賞金額から相殺することができた(The Department of Inland Revenue 1959a, p. 9)。

せた税率が80%を超えないよう提案(Ronnie de Mel 1977, p. 54)されている。

⁷ キャピタルロスとは将来のキャピタルゲインと相殺でき、なおかつキャピタルゲインに対する所得税率は45%に上限が設定され(The Department of Inland Revenue 1959a, p. 6)しており、他の所得に比べて有利な扱いとなっていた。

所得税では被雇用者の旅費交通費や交際費が課税所得から控除される。ただし、給与・報酬がひと月あたりRs. 1,000を超えない被雇用者に支給された旅費交通費は課税されないが、Rs. 1,000以上の給与・報酬のある被雇用者は年あたりの非課税枠としてRs. 2,000までの限度額が設定されている。同様に、個人事業者やひと月あたりRs. 1,000以上の給与・報酬のある被雇用者は、接待などに使われる交際費が課税控除されない。記念品や宣伝のための支出は広告費および宣伝費とよばれるが、この広告費の1/4は課税が控除されない(The Department of Inland Revenue 1959a, p. 11)。このような所得税の控除があったが、たとえ給与や報酬が月あたりRs. 1,000を超えない被雇用者であっても、(仕事とは関係ない)休暇中の旅行は、当然ながら経費とは認められず所得税が課税される。ただし、外国人が家族と母国に帰国した場合は、所得税の課税をしないという特別な取り扱いになっていた(The Department of Inland Revenue 1959a, p. 11)。

スリランカでは個人税導入にあたり、所得税の最高税率を85%から60%に下げるとともに、単位分割制度という個人税で用いる家族の税額計算方式と同じものを採用し公平・簡素に課税所得を求めるように改定をおこなった⁸。85%という高税率の所得税の弊害を取り除き、減税分を個人税で補ったことに他ならない。

2.2 スリランカの個人税

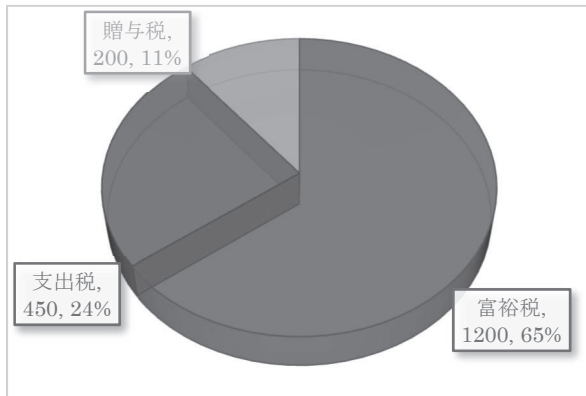
高すぎる所得税の税率は代替効果を高め労働意欲を減退させることが知られているが、本税制改革ではその所得税の税率を下げる提案をしている。ところが基幹税である所得税率の低下には避けられないデメリットがあり、税収が減少する、富の集中・蓄積が加速するといったことがあげられる。

このデメリットを少しでも相殺できるよう、1959年に個人税という枠組みの中で支出税と同時に富裕税ならびに贈与税も導入された。同年の税制改革の際に初年度税収Rs. 1,850万を目論み、図2-1が示すような内訳で富裕税、支出税、贈与税を含んだ個人税法を根拠に実施されている。支出税は初年度について納税者の総支出額の半額相当だけ課税されるという措置が講じられた為に予定

⁸ 1976年の支出税導入時、所得税は毎月Rs. 750以下の給与所得者は対象外とされ、最高税率が65%から50%となっており(Bandaranaikie 1976, p. 43)、所得税による負荷が軽減されている。なお、1977年の支出税廃止時に所得税の最高税率は50%から70%に再び引き上げられた。

税収額はそれに応じて半額になっている⁹。

図 2-1 1959-60 年度の個人税収内訳 (単位:Rs. 10, 000)



出所: The Department of Inland Revenue (1959b)より作成

富裕税は表 2-3 のとおり、一家族あたり Rs. 200, 000 を超える純資産に対して課税される。同税は Rs. 200, 000 を超える純資産に対して 0.5%以上の税率で課税し、最高で Rs. 1, 000, 000 を超えると 2%の税率が適用される。

表 2-3 富裕税の税率表

一家族あたりRs.200,000未満の純資産	課税の対象にあらず
Rs.800,000までの純資産	0.5%
Rs.1,000,000までの純資産	1.0%
Rs.1,000,000を超える純資産	2.0%

出所: The Department of Inland Revenue (1959b)p. 20 より作成

消費せず支出税を回避した資産に対して毎年課税されることになるが、シャープ勧告により戦後の日本に導入された富裕税は最高税率 3%であることからすれば驚く税率ではない。なお、Kaldor 案はスリランカでの実施案と最高税率こそ同一だが、Rs. 100, 000 以上を課税対象として提案されていた。このことから、現実案は、課税最低限を高くして納税者の数と納税額を減らしてしまっている。

贈与税は年あたり Rs. 2, 000 を超えた贈与(ただし最初の実施期間は 1958 年 7 月 18 日から始まり 1959 年 3 月末まで)に対して課税される。企業による贈与は原則として課税されるが、遺言による贈与、婚姻関係による贈与は本税では課税されない。遺産税は贈与税よりも最高税率がずっと低くて納税者にとって魅力的だが、反対に贈

⁹ 導入過渡期の特別措置については、塚本(2018) p. 233 を参照のこと。

与税は遺産税よりも課税最低限が高く設定されてこの点においては贈与税のほうが納税者にとって魅力的に設定されている¹⁰。表 2-4 のとおり、スリランカで実施された贈与税率は 5%からはじまり Rs. 450, 000 を越えると 100%の税率が適用される。現在の日本で実施されている贈与税は最高税率 55%であることからすれば、厳しいものであった。この税制度が施行される 1958 年 7 月 18 日より以前は原則として課税されない。

表 2-4 贈与税の税率表

最初のRs.50,000までの課税贈与	5%
それに続くRs.25,000までの課税贈与	8%
それに続くRs.25,000までの課税贈与	10%
それに続くRs.40,000までの課税贈与	12%
それに続くRs.40,000までの課税贈与	13%
それに続くRs.80,000までの課税贈与	18%
それに続くRs.80,000までの課税贈与	20%
それに続くRs.80,000までの課税贈与	25%
それに続くRs.80,000までの課税贈与	30%
それに続くRs.80,000までの課税贈与	35%
それに続くRs.80,000までの課税贈与	45%
それに続くRs.80,000までの課税贈与	50%
それに続くRs.250,000までの課税贈与	60%
それに続くRs.450,000までの課税贈与	80%
それ以上	100%

出所: The Department of Inland Revenue (1959b)p. 52 より作成

1959 年の支出税について話を進める。同税の課税最低限は、所得税同様に納税者の家族構成により変わってくる。表 2-5 によれば、独身であれば Rs. 17, 000 から、夫婦は Rs. 19, 000 から、夫婦一人であれば Rs. 23, 000 から、夫婦二人だと Rs. 27, 000 からが課税最低限と設定された。これは所得税の課税最低限に比してかなり高い金額に設定されており、課税対象者を絞り込んでいる。Kaldor (1958) の提案では、独身が Rs. 10, 000 であり、夫婦子供 4 人だと Rs. 32, 000 であり、全体的に課税最低限は低くより課税対象者は広くすることを狙っていた。個人税の単位分割制度については所得税と同じであり、繰り返しの説明となるが独身者の 1.5 単位から夫婦二人と 4 名の子供または扶養者の 4 単位まで家族構成に応じて

¹⁰ 遺産税は Rs. 20, 000 までは課税の対象ではないが、それ以上の遺産に対して 5%から 50%の税率で課税された (The Department of Inland Revenue 1959b, p. 60)。

適用される。

表 2-5 家族単位と課税最低限

家族構成	課税最低限	単位分割制度
独身	Rs.17,000	1.5
夫婦	Rs.19,000	2
夫婦と子供1人	Rs.23,000	2.5
夫婦と子供2人	Rs.27,000	3
夫婦と子供3人	Rs.31,000	3.5
夫婦と子供4人	Rs.35,000	4

出所: The Department of Inland Revenue(1959b)p. 37 より作成

1959年の個人税法に盛り込まれた支出税の税率は、表2-6のとおり納税者の課税最低限を超えた最初のRs. 5,000に対して10%が課税され、以降Rs. 5,000ごとに25%、50%、100%と税率が増え、最高税率は200%という設定になっている。Kaldor提案は、課税最低限を越えると25%、最高税率300%であったので、提案通り実施されていたら高税率となりより多くの税収を得ていただろう。

表 2-6 支出税の税率表

支出額	支出税率
課税最低限を超えてRs.5,000まで	10%
次のRs.5,000まで	25%
次のRs.5,000まで	50%
次のRs.5,000まで	100%
それ以上	200%

出所: The Department of Inland Revenue(1959b)p. 37 より作成

支出税は、原則として消費支出に対して課税される。スリランカの支出税で課税対象とする項目には、納税者とその家族の家事用品や服など私物の購入、関税、雇用主から市場価格より安価または無料で提供される住宅、従業員のために使われる交際費、ひと月Rs. 1,000以上の給与と報酬のある従業員や経営者の交際費、被雇用者の通勤手当、寄附または他人に利する行為への支出、自家用車の購入費と登録手数料、私的な海外旅行、賃貸物件の家賃と帰属家賃などが挙げられる。

一方で支出税制度では、事業に関わるもの、投資に関するもの、直接税の納税額と法定費用、冠婚葬祭に関するもの、医療・教育費などが控除された¹¹。例えば、事業や投資に関連したものとして、従業員の交通費、広告宣伝費、年金保険料または他の公的支出、従業員の間際費、不動産の建設・購入や修繕・改築への支出、雇用者や被雇用者による年金基金への払込み、地代、債務の利子、貸付、保険・年金・積立基金への掛け金、金塊・宝石の購入、株式の購入、借り入れの返済などが挙げられる。その他に、海外への巡礼費用、慈善活動や所得税法で認められている寄附、選挙費用、政府への義務を果たすための支出、外国人やその家族が海外から訪れるための渡航費といったものも課税を免れることができた。

従業員が仕事のために移動する交通費や、取引先との打ち合わせなどの接待および交際費の取り扱いについてみていこう。比較のために確認すると、所得税では被雇用者の出張旅費・通勤費や交際費は原則として控除されていた。支出税において、当然ながら従業員にお金ではなく乗車券などで渡した場合、交通費や交際費の場合は消費支出とはみなされない。もし経営者が従業員に交通費や交際費を支給しても、それは従業員の支出額とはならない。ただし、経営者やひと月あたりRs. 1,000以上の給与・報酬がある従業員が年間にRs. 2,000以上の交通費を使えば、所得税でも支出税でも税を免れず支払う義務が生じる(The Department of Inland Revenue 1959b, p. 30)。同様に、経営者やひと月あたりRs. 1,000以上の給与や報酬のある被雇用者は、接待などに使われる交際費が、所得税においても支出税においても課税控除されない。以上をまとめると経営者や一定収入以上の従業員による交際費利用、そして従業員のために使われる交際費は投資支出と認められず、課税控除とならない。この交通費ならびに交際費の取り扱いについては、課税ベースの異なる所得税・支出税の間で同じルールとなるよう設定して混乱を避けている。この点は所得・支出税の同時導入を行う際の、実施上のヒントとなるだろう。

しかし2つの租税で扱いが違う項目もあり、例えばスリランカの所得税では広告費および宣伝費について1/4を課税対象にしていたが、支出税では広告費の全額が控除対象とされる(The Department of Inland Revenue 1959b, p. 31)。さらに、所得税計算時は毎年Rs. 2,000までは非課税扱だったキャピタルゲインは、支出税計算時だと実現時までには非課税の扱いになる。このように同一取引(行為)に対して取り扱いの違いも生じているが、所得・消費支出と課税対象が違うため十分に理解できる。

11 スリランカでの支出税制度・申告書やカルドアの原案との違いについては、塚本(2018)に詳しい。

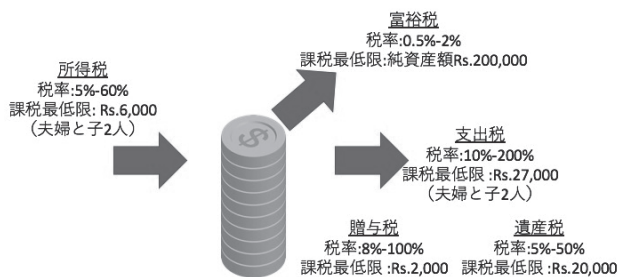
支出税では1回あたりの取引価格が大きい住宅の購入は課税が免除されていたが、その代わりに帰属家賃分が課税される。つまり、持ち家も借家も平等に家賃相当分が消費支出として課税されることになる。もしも会社から市場より安価に提供された住宅であれば、実質的に会社が負担している家賃の一部も課税対象になる。平等な扱いという点では大変評価できるが、実際の支払いが生じていない持ち家にも家賃相当額を計算するというのは大きなコストが必要となる。住宅ほどではないが、比較的大きな支出でありながら、自動車のような耐久消費財が消費支出と見なされ課税対象となっている。スリランカの支出税は、所得税と比して大きな課税最低限が設けられていたため、当時のRs. 10,000程度の小型車の購入は支出税の課税計算上算入対象であるものの夫婦二人の家族に与えられるRs. 27,000の課税最低限を超えないという(The Department of Inland Revenue 1959b, p. 41)。高い課税最低限は納税者を減らし税収を下げたが、同時に耐久消費財の問題を簡素に解決し、支出税を導入するハードルを下げることに貢献していた。

3 スリランカの個人税改革から学ぶこと

3.1 スリランカの個人税改革のポイント

今回の税制改革の事例は、所得税を基幹税としたまま高すぎる所得税率を抑えて弊害を緩和した。本改革時に所得税率は最大25%も引き下げられている。一方で、税率低下による税収減少や富の集中・蓄積が加速することに対応するため、個人税を導入することで対応した。個人税の仕組みは、図3-1が示すように、所得税の減税で一定の層に富の集中があれば富裕税で是正されていき、生涯所得については生涯消費を平準化して消費していく中で支出税において課税された。しかし、生涯の中で使い切れない富の蓄積があれば死後のまたは生前の贈与の際に遺産税または贈与税として偏った蓄積を是正していくよう設計されていた。

図 3-1 所得税と個人税の関係



出典：筆者作成

このように個人税は税収確保のみならず資本・貯蓄形成を通して経済成長に結びつけたい政府の意図を形にしたもので、加えて公平な課税により国民の納税への理解を高めるよう期待されていた。

さて、この度の事例から、支出税を現実の税制の中に組み込み、実施していくには以下のような工夫と現実的提案があることが確認された。

1) 所得税と支出税を併用したこと、さらに導入初年度(移行期)は課税額を1/2相当とすることで買い溜め支出を平準化させ、新税の導入の衝撃を和らげた。

2) 可能な限り所得税と支出税のルールを統一化して簡素かつ納税しやすい環境を構築したことがあげられる。

3) 適格勘定方式を採用したことで事務作業量は増えるものの、複雑な仕組みを持たない支出税が導入された。

4) 不動産の購入は投資扱い(課税対象外)、持ち家でも物件の賃貸相場価格に課税という原則を貫いたことがあげられる。

5) 高額でも耐久消費財は消費支出(課税)扱いであったが、課税最低限が高いことがこの問題を緩和していたことがあげられる。

6) カルドア(1958)の提案から逸脱した、引き続き所得税の高い税率、反対に支出税の低い税率、高い課税最低限による納税対象者の絞り込み、数々の免税項目の設定は所得税の弊害を取り除く効果を限定させ、さらに個人税収を減らすことになってしまった。

7) これらの大きな衝突を避けつつ個人税を導入するための工夫は、新しい税制の結果を待てないスリランカの経済事情や、自由党から統一国民党へ政権交代という政治状況の変化などと相まって、発展中のスリランカという環境に相容れなかったことがあげられる。

3.2 個人税改革が現代に教えること

スリランカで実施された支出税が今の税制に何を教えてくれるのか、現代的に解釈をしたい。スリランカでは個人税導入に伴い、所得税の税率を下げるなど所得税側の制度変更も行われていた。日本でも所得税はすでに実施されており、もし十分な代替税収の確保さえできれば、将来的に所得税の税率引き下げも応じられる余地はあるだろう。とはいえ現在の所得税改革議論の中で、スリランカの個人税は、産業構造や金融事情など諸般の前提が大きくことなるため直接参考になるとは言い難い。

個人税の中でもとくに実施が困難とされる、支出税の課税ベースを算定するには、現代において適格勘定方式、前納勘定方式そしてこれら2つを混合させる方式がある。

スリランカの支出税は原則として適格勘定方式により課税ベースが算定されている。適格勘定方式は、スリランカでの事例のように、資金の流れを追い資金流入と非消費の資金流出を差し引いて自分の1年間の消費支出額を把握するという作業に困難を要した。前納勘定方式は、支出税の原則を放棄して計算上ほぼ同様の消費支出額ができる計算式を導入可能とする案だ。しかしこの方式は、資産購入時に控除せず資産売却時には不算入とするためキャピタルゲインを生じさせるような価格が変動する資産への課税漏れが生じることから用途を耐久消費財などに限定する必要があること、将来の税率変更時の問題などがこれまで指摘されてきた。結果的に前納勘定方式を大幅に認めてしまうと、賃金に課税される労働所得税に等価であるとされ、今回のような所得税との組み合わせに最適かどうか考慮する必要がある。

かつて Seidl (1990) が整理した、消費支出額を計算して支出税を実施する方法として提示した5つの方式をここで並べてみる (pp. 413-422)。

- 1) 直接的消費額確定方式
- 2) キャッシュフロー方式
- 3) 資産純増方式
- 4) 前納勘定方式
- 5) キャッシュフロー法人税と賃金税の組合せ方式

直接的消費額確定方式は、納税者が実際に消費支出した額を全て記録し申告させる方法である。ただし、Kaldor (1955) は「納税者に個人支出の正確な記録をとらせ、また申告書を検証することがむずかしいため、完全に実行不可能と考えられていたのである。(時子山 1963 p. 219)」と紹介している。キャッシュフロー方式および資産純増方式は適格勘定で行う支出税であるが、後者は毎年期末に納税者の資産を時価で再評価するという点で異なる。前納勘定方式は支出額を算出せずとも労働所得にのみ課税するという方法で、細かい資産の記録が不要になることや耐久消費財の繰り延べ問題を解決できるといった特徴がある。ビジネス・キャッシュフローと賃金の組合せ方式は所得から投資と労働所得分を引いて残った企業の利潤 (Y-I-L) と個人の労働所得 (L) に課税をする方法である。USA 税など比較的最近の提案はそれぞれ改良されている (逸脱している) 点もあるが大枠としてこの方式に属する。

本稿で紹介したスリランカでの実例は適格勘定方式のみの支出税であり、この支出税と所得税の組み合わせが実施された。スリランカでは不動産の購入は投資と認め支出税の対象から外し、帰属家賃に支出税を課していた。

帰属家賃による支出税課税の方法だが、その物件の賃貸価格を元に課税されることになっていた¹²。しかし、自動車を含めた高額な耐久消費財は消費とみなされて課税対象になっていたが、課税最低限を高く設定することで大きな問題になることを回避していた。このことから、所得税の付加税として導入された支出税には、十分に大きな課税最低限のおかげで前納勘定方式が無くとも実施に至ったのである。スリランカでの事例のとおり、比較的課税最低限の低い所得税と比較的課税最低限の高い支出税を組み合わせた導入案の場合であれば、作業量が多くなりがちな適格勘定方式でも検討に値するだろう。

日本は課税最低限のない比例税率の消費税が実施されており、まもなく税率上昇や複数税率による軽減措置が行われようとしている。現在の所得税と消費税の併存を、スリランカで行われたような所得税と支出税の併存へと置き換えて未来の社会を想像することは、公平な税制度構築のための一助になるかもしれない。

所得税のみであれば源泉徴収が有効に働いたが、スリランカの例をみるように支出税の部分導入で確定申告が必要になる。日本のように給与所得者の多くが源泉徴収を利用する社会の納税者にとっては、新たに発生する納税協力費用 (コンプライアンス・コスト) となる。しかし、これまで少なからず消費税徴収に貢献してきた課税企業にとっては納税のための事務作業の軽減つまりコスト削減の機会が到来する。日本ではこれまで、源泉徴収を維持するために証券取引では源泉徴収つき特定口座や、いわゆるふるさと納税を簡易に行うため寄付金控除があっても寄附金税額控除に係る申告の特例 (ワンストップ特例制度) など例外を登場させてきたが、本来は確定申告で行われるべきことだ。さらに政府は働き方改革の一環として原則副業・兼業を認めるといった指針も打ち出していることから、副業から20万円以上の所得がある人が出てくれば確定申告が必要な人も増えることになる。副業は、これまで想定してきた本業の就労時間以外に物販や飲食店で勤務し給与を得るだけではない。人口や世帯数が縮小する日本では一人っ子同士の結婚で、夫婦それぞれの実家を相続し空き家を抱えることになる。これまでアパート経営などは地主など特定の資産所有者によって行われてきたことが、その特定にあてはまらない一般的な相続人による若い世代の経営が始まる可能性がある

¹² 当時のイギリスでも帰属家賃課税が賃貸価格を用いて実施されていた。ただし第2次大戦前の賃貸価格を戦後も再評価することがなく実情と乖離していることから1963年に廃止された。

る。また、国内旅行者や外国人に対する定住型旅行への需要のために、地域により空き家の活用（民泊）が活性化される可能性もある。インターネット、ソーシャルメディアやクラウドソーシングなどの登場で、場所や時間を問わないリモートワークやパラレルワークとよばれる手法により、ブログ・動画の広告収入、ネットオークションやフリーマーケットでの物販収入などかなり参入の敷居が低い分野も登場している。これらの状況を鑑みると、所得がある人は確定申告をするという制度への移行は所得税側の事情からも必要にせまられる可能性がある。そうであれば、支出税の導入への障壁は小さくなりつつある。

スリランカの支出税の課税項目には、帰属家賃が含まれていた。帰属家賃の算出には持ち家であっても家賃査定が必要になる。公益社団法人全日本不動産協会はコンペア式査定法という、構造や築年数、間取り、立地、設備などを評価していく方法で家賃査定をしているようだが、全国の家屋となると業界団体のような個別の査定は難しい。しかし、現在の固定資産税のように立地条件を路線価、建物部分は登記簿謄本を元に再建築価格から徴税側が機械的に計算（賦課課税方式）して固定資産税請求書と同封で通知すれば、立地や建物構造・床面積を加味した擬似家賃が申告できるだろう。所有者のいるすべての家屋や土地について資産算定し固定資産税を課していることからすれば不可能ではないが、あらためて日本の持ち家を全て家賃査定することになるので、技術的にも量的に相当な計算コストを要する。もしも実施されるなら地価公示や都道府県地価調査を使い3年に一度の見直しを行うというのは固定資産税同様に行われるべきである。

適格勘定方式の支出税の実施にはこれまで幾度も指摘されてきたが、個人の所得の把握だけでなく、資産の増減についても把握する必要があるため、実施すると手間がかかるとされてきた。しかし、近年の日本では国債のペーパーレス化、株式のペーパーレス化、外国為替証拠金取引（FX）における電子トレーディング・システムの導入、仮想通貨取引の出現、電子マネーやクレジットカード、QRコードによる決済額の増加により現金や紙書類のシェアが減っていること、そして12桁の個人番号（マイナンバー）が導入されたことが状況を変えつつある。証券のペーパーレス化は、株式等振替制度のもと証券の個人保管から電子化と証券保管振替機構による電子振替がすすんでおり、紛失や受渡しなど管理コストが大幅に下がり、納税者側からも徴税者側からも残高が確認しやすくなった。日本円を外国通貨や仮想通貨との交換時も電

子化が進み、通貨の手持ち額（ポジション）の確認が容易になっている。12桁の個人番号（マイナンバー）提供の猶予期間がいよいよ2018年末に終了し、証券会社など金融機関の口座番号と完全に結びつくため支出税の納税環境は整いつつある。雇用主からの源泉徴収票、金融機関からの残高証明などが個人番号に基づき個人に送付され、帰属家賃の請求書さえも当局から送られてきたなら、スリランカの申告書を想定して考えると、納税者が自分で記入すべき残りの部分は、保険の掛け金や医療費など所得税同様に決められた控除項目だけになる。

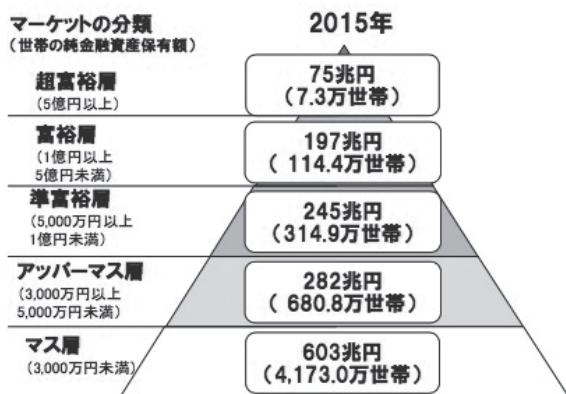
このように、スリランカでの支出税制度を現代に当てはめて考えてみると、確実に当時よりも社会や技術の変化により実施の可能性が高くなっている。

自己責任でリスクをとりながら利潤を生む投資で老後の備えを個人が行いやすい環境を整えるため、日本政府は個人資産を貯蓄から投資へ誘導するような政策を行っている。たとえば、少額投資非課税制度（NISA）ならびに未成年者対象少額投資非課税制度（ジュニア NISA）や確定拠出年金（iDeCo）がある。NISAは、毎年120万円（ジュニア NISAは80万円）までの非課税投資枠が設定されることで株式・投資信託などの配当・譲渡益が非課税となる。iDeCoは掛け金が全額所得税控除となり運用益が非課税、さらに受取方式により公的年金等控除や退職所得控除などが適用される。投資に対して所得税の例外規定をつくるこれらの非課税項目は、支出税が非消費の支出を免税する仕組みそのものである。現在のNISAやiDeCoは政府が誘導する特定の金融商品のみ上限の範囲内で非課税となるがその投資結果について政府は責任をもたない。そうであれば、責任とセットで納税者に自由に金融商品を選ばせるべきだろう。支出税は個人の事情を配慮し課税最低限や税率を決めるが特定の金融商品に誘導したりはしない。年金受給者でありながら金融資産や不動産で収入がある人もいれば、僅かな稼得で家族とささやかに生活している人もおり、表面の属性だけでは担税力は測れない。支出税はその収入が稼得であろうが年金であろうが資産の取り崩しだとしても、多額な消費には多く課税され、少額な消費にはそれに見合った僅かな負担を求める税制である。それでは支出税を回避するため出来るだけ消費を行わない人はどうなるのか。スリランカで個人税として支出税と同時に実施された富裕税、遺産税は支出税と連携し、支出税回避で資産を使いきれないほど溜め込んだとしても毎年最高税率2%の富裕税で徴収され、他人に贈れば最高税率100%の遺産税が課せられる。そうして富を使い切れずに納税者が人

生を終えると、死後の相続時は最高税率 50%の遺産税が適用される。つまり、使い切れないほどの富の集中があれば是正されていき、納税者それぞれの生涯所得については生涯消費を平準化して消費していくことが累進消費税に対する最適な消費行動となる。これから納税者に選択を迫るべくは、納税者が確定申告を通じて自身の納税額を自覚しつつより公平な消費課税を求めるのか、それとも公平さよりも納税者にとって簡素な消費税をもとめるのかである。

現在、日本はGDPが緩やかに増えつつも、その経済成長の分配状況は、富裕層に集中している。分配の不平等は、厚生労働省(2016)の再分配前の当初所得ジニ係数が2002年に0.4983から3年ごとの調査で毎回上昇し、2014年の調査では0.5704にまで高まっていることから明らかである。さらに野村総合研究所(2016)によれば、「純金融資産保有額が1億円以上5億円未満の『富裕層』、および同5億円以上の『超富裕層』を合わせると、2015年時点で121.7万世帯(p.1)」であり、「2013年の世帯数と比較すると、富裕層は20.0%、超富裕層は35.2%増加し、両者を合わせると20.9%増えて(野村総合研究所2016, p.2)」いるという。図3-2をみると、2015年では、超富裕層および富裕層および純富裕層は全体の8.25%の世帯数でありながら、36.88%の金融資産を占めていることがわかる。この状況は金融資産だけであり、不動産など他の資産を合わせると不平等な状況はより一層鮮明なものとなる。

図3-2 純金融資産保有額の階層別にみた保有資産規模と世帯数

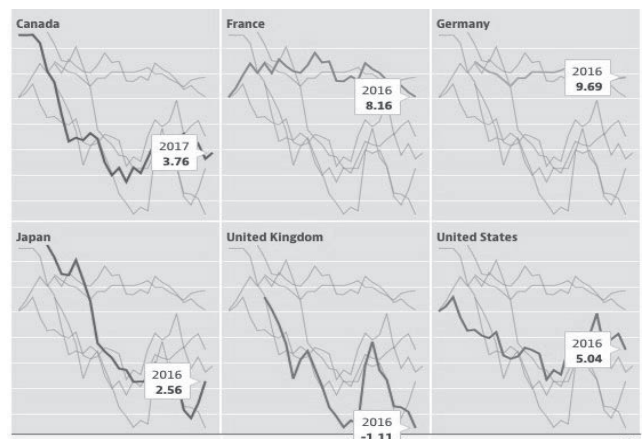


出典：野村総合研究所(2016)

かつて、日本は貯蓄性向が高く、個人預金を背景にした国内の潤沢な資金を、様々な分野の産業に投資可能な状態であった。現在、その多くは金融機関を通じて政府

の発行する国債購入にまわっている。さらに悪いことに、高齢化が進むとライフサイクルモデルを考えるとわかるように、貯蓄を増やす勤労世代の比率が下がり、貯蓄を取り崩す老年世代の比率が増えていくことになる。図3-3はG7(イタリアを除く)の可処分所得に占める貯蓄の割合(百分率)を示したもので、現在の日本の貯蓄率は、主要国の中でも非常に低い数値となった。貯蓄を増やすことは投資や所得を増やす可能性がある。政府の財政赤字を是正し民間への投資を増やせる状況にすれば国内総生産など国民経済指標の向上に貢献する¹³。一部の階層が貯蓄を溜め込むのではなく、広い階層まで資金の余裕ができれば自ずと適切な貯蓄・消費水準に行き着く。また広い階層で個人投資・貯蓄が広まれば政府からの自立が出来る人も増え、政府歳出の中で1/3を占める社会保障費増加を抑えることに繋がるだろう。

図3-3 1990-2016年の家計貯蓄の推移

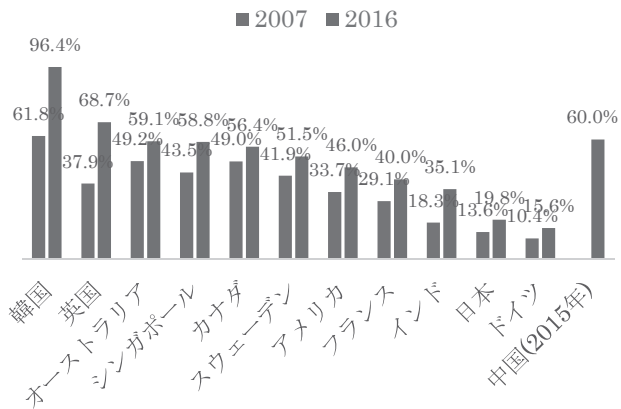


出典：OECD(2017)ホームページ

ところで、直接的消費額確定方式は本当に実現不可能なのだろうか。日本においてこの方式の支出税導入は現在のところ他国以上に絶望的だ。それは日本のキャッシュレス比率が増加しているものの、諸外国に比べてまだまだ低いからである。図3-4は2017年度産業経済研究委託事業として野村総合研究所が調査した資料である。これをみると韓国の96.4%やイギリスの68.7%のように高い国もあるものの、日本では19.8%とまだまだ現金が主流である。

¹³ アメリカ合衆国で提案された支出税案(USA税法案)の理論的根拠として、Seidman(1997)は「粗民間貯蓄率が15%から18%へと徐々に上昇することで、これから毎年、最終的にはこれまでと比して1人当たりの産出量が10%そして1人当たりの消費量が6%上昇すると予想される(八巻・半谷・塚本 2004, p.165)」と貯蓄・投資の蓄積と消費向上の関係を示していた。

図 3-4 主要国のキャッシュレス比率



出典:野村総合研究所(2017)より筆者作成

決済方法をみると現在のところ韓国が最も直接的消費額確定方式の支出税の実施に近いところにいると言える。これだけ電磁記録できる方法での消費活動が進めば、支出項目の仕分けの自動化により納税申告書の作成の多くの部分がアシストされることになるからだ。キャッシュレス化が進むことは直接的消費額確定方式の支出税にとってだけでなく、キャッシュフローを使い消費支出額を確定する方式においても現金・預金の集計が簡単になり、資産の見える化を進めるため反社会的な脱税行為をあぶり出すことに貢献する。

最後に支出税は5つのどの方法で課税を行っても消費税と違い、日本において賃金を得ない(納税申告をしない)外国人観光客からの消費分が抜け落ち、税収減につながるのだが、観光客の消費は一時的な消費であること、観光客の土産分の消費税はすでに免税措置をおこなっており齟齬がないこと、観光客へは改めて受益に応じた観光税として負担を求めることを検討することにしたい。

さて、スリランカの支出税の制度を実施という点で見えていくと、投資に対する非課税制度や働き方の変化などを受けて、現在の日本社会にとって全く不整合なものとは言えない。これまでみてきたように、スリランカでの実施は、当時の第1次産業中心の社会を想定したもので、日本とファンダメンタルが大きくことなる。それゆえ控除項目も非消費として説明可能な項目か点検する必要がある。税率と課税最低限の設定が税収の問題と直結するので必要な税収額にあわせて再考すべきであろう。しかし、最も大きな問題提起は、持ち家の家賃分と、期首と期末の現金・預金等資産の残高の把握であり、これが実現を大きく阻む要素である。前者については前納勘定を用いて擬似的に課税するなど回避策が存在するが、それ

は所得税でもそうだったように理想から離れて現実の制度に落とし込むうちに平等や中立などを犠牲にすることになる。現在の固定資産税の仕組みを参考にすれば、帰属家賃を課税の対象にすることが可能だ。後者については、口座の電子化、個人番号、電子マネーなどコンピュータとネットワークが事務システムに入り込んできて、確定申告のかなりの部分を自動化できる納税環境構築により後押しすることになるだろう。この章で議論してきたように、不動産や金融資産の把握も現代では電子化が進み状況が改善している。スリランカでの実施事例は、原則どおりの実施を目指しやや原始的な支出税であったけれども、現代の社会が抱える公平や個人資産形成の問題を解決する手がかりとなりうるものが明らかになった。

支出税は実施に手間がかかるかもしれないが、納税者の納得は得やすい仕組みを提供できる。他の税制との比較で簡素を優先するか公平を優先するかの選択になるとすれば、支出税制度により実現する公平な税制のために必要な納税協力費用・徴税費用が明確に示されなくては選択ができない。かつてのスリランカでの実施例を用いて問題を整理し、納税の手続きを一つ一つ現代の叡智と技術で簡易化できれば、実施に現実味を帯びてくる可能性がある。

おわりに

現代の社会が抱える経済格差、個人の貯蓄形成のための支援環境、そして福祉社会を支えるための財源確保への解決は急務である。過去の事例をヒントに現代的技法を組み合わせるこれらの問題への解決策を検討してきた。ところが、支出税は納税額を算出するために必要な情報量が多く、加えて日本の多くの納税者に馴染みのない確定申告が必要になる。本稿では当時の申告書を埋めるために必要だった情報を集めるのに納税者がどの程度手間がかかることだったのか調査できていない。例えばいくつもの金融機関や手持ちに分散した期首と期末の資産の状況をどう把握し具体的に何を添付し証明したのか、当時の持ち家の家賃査定などの仕組みなどがそれに該当する。引き続き、過去の実施事例について不明点を明らかにし、実施時から今日までに提案されてきた累進消費税案と比較しつつ、現代の金融・情報技術の現状を加味して研究を進めていきたい。なお、本論文は第75回日本財政学会(2018年10月21日開催)で発表したいに、アドバイスいただいたことを参考にしつつ作成させていただいた。

参考文献一覧

- Christian Seidl(1990) "Administration Problems of an Expenditure Tax", in Manfred Rose(Ed.), *Heidelberg Congress on Taxing Consumption*, Heidelberg:Springer-Verlag, pp. 407-449.
- Felix R. Dias Bandaranaike (1975) *Budget Speech1976*, Colombo:Republic of Sri Lanka.
- Felix R. Dias Bandaranaike (1976) *Budget Speech1977*, Colombo:Republic of Sri Lanka.
- Laurence S. Seidman(1997) *The USA Tax : A Progressive Consumption Tax*, Massachusetts:The MIT Press. (八巻節夫、半谷利彦、塚本正文訳 (2004)『累進消費税-活力を生む新税制-』文眞堂.)
- Nicholas Kaldor(1955) *An expenditure tax*, London:G.Allen & Uniwin. (時子山常三郎監訳(1963)『総合消費税』東洋経済新報社.)
- Nicholas Kaldor(1958) "Suggestions for a Comprehensive Reform of Direct taxation in ceylon", *Report on taxation II* 1980, London:Gerald Duckworth & Co. Ltd.
- Ronnie de Mel(1977) *Budget Speech 1978*, Colombo:Republic of Sri Lanka.
- The Hon. STANLEY DE ZOYSA(1958) *Budget Speech 1958-1959*, Colombo:Department of Information Ceylon.
- The Hon. STANLEY DE ZOYSA(1959) *Budget Speech 1959-1960*, Colombo:Department of Information Ceylon.
- The Department of Inland Revenue(1959a) *The New Tax System PART I*, Colombo:Department of Inland Revenue.
- The Department of Inland Revenue(1959b) *The New Tax System PART II*, Colombo:Department of Inland Revenue.
- 岸 昌三(1976)「帰属家賃の課税問題」『追手門経済論集』11(2), 1976-11-31, pp. 1-5, 追手門学院大学経済学会.
- 厚生労働省 (2016)「平成 26 年 所得再分配調査報告書」厚生労働省.
- 五嶋 陽子(2013)「カルドア勧告とは何だったのか -企業・未分割家族・農業所得の観点-」『商経論叢』49(1), pp. 49-62, 神奈川大学経済学会.
- 塚本 正文(2017)「スリランカにおける支出税廃止の理由を探る」『大東文化大学紀要』第 55 号, pp. 285-293, 大東文化大学.
- 塚本 正文(2018)「スリランカで導入された支出税制度に対する評価」『大東文化大学紀要』第 56 号, pp. 225-239, 大東文化大学.
- 日本銀行(2018)「2018 年第 2 四半期の資金循環」日本銀行.
- 日本貿易振興機構 アジア経済研究所(1977)「華やかな外交, 緊迫する内政 : 1976 年のスリランカ」『アジア動向年報 1977 年版』 pp. 639-675, アジア経済研究所.
- 日本貿易振興機構 アジア経済研究所(1978)「統一国民党の大勝と政策転換 : 1977 年のスリランカ」『アジア動向年報 1978 年版』 pp. 661-694, アジア経済研究所.
- Fxtop company ホームページ <http://fxtop.com> (閲覧日:2018 年 9 月 8 日)
- OECD(2017)ホームページ「Household savings」<https://data.oecd.org/hha/household-savings.htm> (閲覧日:2018 年 9 月 8 日)
- 公益社団法人 全日本不動産協会 http://www.zennichi.or.jp/law_faq/感覚ではない家賃査定を/ (閲覧日:2018 年 9 月 8 日)
- 財務省 ホームページ「税収に関する資料」https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm (閲覧日:2018 年 9 月 15 日)
- 野村総合研究所(2016)「2015 年の日本における純金融資産保有額別の世帯数と資産規模」https://www.nri.com/~media/PDF/jp/news/2016/161128_1.pdf (閲覧日:2018 年 9 月 8 日)
- 野村総合研究所(2017)「キャッシュレス化推進に向けた国内外の現状認識」http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/shoryu/credit_carddata/pdf/009_03_00.pdf (閲覧日:2018 年 9 月 15 日)